

新設分割に係る事前開示書面

平成20年6月30日

(新設分割会社) 株式会社協和日成
代表取締役社長 北村眞隆



当社は、新設分割会社として、会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 新設分割計画の内容および設立会社の定款

別紙のとおりであります。

2. 分割対価の定めの相当性に関する事項

(1) 対価の総数に関する事項

当社は、エヌエスタ事業（ガス機器の販売・修理、ガスの内管工事、ガスの開閉栓業務等）のうち、エヌエスタ江戸川中央事業所におけるエヌエスタ事業（以下「本事業」という。）を分割することで、東京ガスの地域エネルギー新社構想に参画し、地域のお客さまにエネルギー、設備、サービス等を一体的に提供し顧客満足度を高め、もってオール東京ガスの発展とともに本事業の地域密着型の一元的対応体制に再編・集約化することによるサービスの向上を目指しております。

したがいまして、当社本事業を分社するにあたってはその事業を新設する会社に承継させる新設分割の方法により行うこととし、新設される株式会社協和日成リビングが発行する普通株式1,000株をすべて分割会社である当社に割当てます。

(2) 新設会社の資本金および資本準備金等の額の相当性に関する事項

① 資本金 10,000,000円

② 上記以外の資本準備金その他の額 会社計算規則により算出された額

当社は、本事業新設分割により新設する株式会社協和日成リビングの資本金および資本準備金その他の額の決定にあたって、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とともに、事業の規模に相当する株主資本を内部留保するため、上記のとおり株式会社協和日成リビングの資本金および資本準備金その他の額を決定いたしました。

当社は、上記(1)および(2)のいずれも相当であると判断いたしております。

3. 分割型新設分割で対価の分配等の決議がなされているときは、その事項
分社型新設分割であります。

4. 新株予約権に対する対価の定めの相当性に関する事項
当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 他の新設分割会社についての事項
単独新設分割であります。

6. 新設分割株式会社についての後発事象
該当事項はありません。

7. 新設分割株式会社の債務または新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項
(1) 当社

当社は、新設会社が当社より承継する本件事業に関する権利義務の対価として、新設会社が発行する株式の全部の交付を受けることから、本件新設分割により、当社の資産に変動はありません。また、当社の本件新設分割後の事業活動に関して、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されておりません。よって、本件新設分割後においても、当社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(2) 新設会社

平成20年3月31において、本件新設分割により、新設会社から当社より承継する予定の資産の額は240,997,283円、負債の額は230,997,283円であり、資産の額が負債の額上回っています。また、新設会社の本件新設分割後の事業活動に関して、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されておりません。よって、本件新設分割後においても、新設会社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

この謄本は、原本と相違ありません

平成20年6月13日

代表取締役社長 北村真隆



分 割 計 画 書



株式会社協和日成

この謄本は、原本と相違ありません

平成20年6月18日

代表取締役社長 北村真隆





分割計画書

当社（以下、「甲」という。）は、新たに設立する株式会社協和日成リビング（以下、「乙」という。）に、甲のエヌスタ事業（ガス機器の販売・修理、ガスの内管工事、ガスの開閉栓業務等）のうち、エヌスタ江戸川中央事業所におけるエヌスタ事業に関する権利義務を承継させるため、新設分割を行うこととし、次のとおり分割計画書を作成する。

（乙の定款の規定）

第 1 条 分割により設立する乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数など定款の規定は、別紙1「株式会社協和日成リビング定款」に記載のとおりとする。

（分割に際して発行する株式および割当）

第 2 条 乙は、分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを甲に割り当てる。

（乙の資本金および資本準備金等の額）

第 3 条 乙の資本金、資本準備金等の額は下記のとおりとする。ただし、成立日における甲の資産および負債の状況等により、これを変更することができる。

（1） 資本金 10,000,000円

（2） 上記以外の資本準備金その他の額

会社計算規則の規定に従い、甲が定める。

（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

第 4 条 乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

（1） 設立時取締役

田村久仁夫、川野 茂、 山口雄司

（2） 設立時監査役

佐々木秀一

（承継する権利義務等）

第 5 条 分割により乙が甲より承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

（乙の成立日）

第 6 条 会社法第924条に定める乙の設立の登記をなすべき日（以下、「乙の成立日」とする）は、平成20年8月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により、甲の取締役会の承認を得て、これを変更することができる。

(分割条件の変更等)

第 7 条 本計画作成後乙の成立日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により甲の財産もしくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲は必要に応じて取締役会の決議により本計画書を変更または本件分割を中止することができる。

(そ の 他)

第 8 条 本計画書に定めるもののほか、会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って甲が決定するものとする。

平成20年6月12日

(甲) 東京都渋谷区神南一丁目8番10号
株 式 会 社 協 和 日 成
代表取締役社長 北 村 眞 隆



株式会社協和日成リビング定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社協和日成リビングと称し、英文ではKYOWANISSEI LIVING CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① ガス屋内外配管工事の設計施工管理業
- ② 空気調和（温水式床暖房および一般冷暖房）設備工事の設計施工管理業
- ③ 給排水配管・衛生・給湯・消防・機械設備工事の設計施工管理業
- ④ 建築工事および電気工事の設計施工管理業
- ⑤ ガス機器・空調機器・給排水衛生設備機器の仕入れ販売ならびに保守管理業
- ⑥ 家庭用、業務用電気機器および通信機器の販売業
- ⑦ 内装仕上工事の設計施工業
- ⑧ 塗装工事業
- ⑨ 損害保険の代理業
- ⑩ 産業廃棄物の収集運搬業
- ⑪ 電力販売の取次代理店業
- ⑫ 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店)

第 3 条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 譲渡による当会社の株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(譲渡制限株式の割り当て)

第 9 条 無償割当の場合を含み当会社が株主に株式を割当てる場合には、株主総会の特別決議を要する。

(売渡請求)

第 10 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の取扱)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会においてこれを定める。

(住所等の届出)

第 12 条 株主および登録株式質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の様式によりその氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならぬ。これを変更したときも同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほかに必要があるときは、取締役会における全員出席の上、全員一致の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会決議の省略)

- 第17条 当会社は、会社法第319条の要件を充たしたときは株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の数)

- 第20条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任および解任)

- 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 4. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役の選定は、取締役会決議により行う。

2. 代表取締役は、2名以内とする。

3. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

4. 取締役社長は、代表取締役とする。

5. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名のほか、その他の役付取締役を若干名選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、各取締役がこれを招集し、取締役社長が議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、取締役の全員が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定め

る取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与ならびにその他の職務執行の対価として当会社から受け
る財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役

(監査役の数)

第31条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任および解任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数
を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数
を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時
までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載
または記録ある株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

2. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもな
お受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
3. 末払の期末配当金には利息をつけない。

(中間配当)

第37条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録ある株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。

2. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
3. 未払の中間配当金には利息をつけない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成21年3月31日までとする。

(本店所在場所)

第39条 当会社の本店は、東京都渋谷区神南一丁目8番10号に置く。

(定款の効力発生および附則の削除)

第40条 本定款は、東京都渋谷区神南一丁目8番10号 株式会社協和日成を分割して、株式会社協和日成リビングを設立するために作成したものであり、分割の効力が生じたときからこれを施行する。

2. 本定款附則第39条および第40条は、本定款効力発生後自動的に失効し、本定款から削除されるものとする。

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する権利義務は、本件分割における乙の成立日において本事業に属する以下の権利義務とする。承継する権利義務のうち資産および負債については、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割における乙の成立日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産および負債

(単位：円)

資産の部		負債の部			
流動資産	現金	102,247,934	流動負債	買掛金	25,952,805
	普通預金	4,861,985		工事未払金	69,285,874
	完成工事未収入金	76,786,238		未払金	81,915,899
	売掛金	29,749,893		未成工事受入金	2,291,072
	未成工事支出金	3,038,048		業者預り金	54,526
	商品	7,731,232		TG預り金	3,815,400
	貯蔵品	1,878,492		リサイクル預り金	49,622
	未収入金	7,039,789		ガス料金預り金	682,225
	TGリベート未収入金	164,715		預り金	528,018
	TG立替金	594,200		賞与引当金	37,992,142
計		234,092,526	計		222,567,583
固定資産	建物附属設備	3,048,945	固定負債	退職給付引当金	8,429,700
	什器備品	2,686,712		計	8,429,700
	器具工具	29,100		合計	230,997,283
投資その他	計	5,764,757			
	保証金	1,140,000			
合計		1,140,000			
合計		240,997,283			

2. 承継する契約関係

承継する本事業に関する一切の契約。

3. 承継する雇用契約

本計画書により分割すべき事業に従事する甲の従業員のうち、分割成立の日において在籍しているものについては、全員乙が引き継ぎ、以後乙の従業員として雇用する。

甲における勤続年数は乙において通算する。

また、甲および甲の労働組合で締結している労働協約については、乙と甲の労働組合との間においても締結されるものとする。

以上